

監査公表第 19 号（令和 2 年 2 月 21 日、県公報第 80 号登載）  
令和元年 5 月 21 日から令和元年 8 月 20 日実施  
随時監査（1 次分）の結果に基づく措置通知（令和元年度）

監査公表第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関 45 機関について実施した随時監査結果（令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 21 日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎 勇
同	長 裕海

1 社活第 7 5 6 号  
令和 2 年 1 月 3 0 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 岩 崎 勇 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	緊急用前渡資金について、繰越額を現金と照合せずに繰越承認をしていたため、前渡資金差引簿と現金が一致せず、適正な管理がなされていなかった。	前渡資金差引簿については、金額の記載誤りであったため、これを修正し現金と一致させた。 本件記載誤りの主たる要因は、前渡資金差引簿と現金の照合が徹底されていなかったことによるものであり、出納員に加え、新たに職員 1 名を所属資金前渡職員補助職員に指定し、毎月末に照合を複数人で確実にを行うこととした。

1保総第1320号  
令和2年1月24日

福岡県監査委員 藤山泰三殿  
同 行正晴実殿  
同 岩崎勇殿  
同 長裕海殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	郵便切手について、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、郵便切手等出納整理簿の年度末集計を行っていなかったこともあり、平成30年度末繰越数と現物が一致せず、適正な管理がなされていなかった。	郵便切手等出納整理簿について会計担当者は、補助簿により払い出しを行い、1日分をまとめて整理簿に転記し所属長の決裁を受けていたが、今後は、払出しの都度決裁を受けるよう事務処理を改めた。 また、郵便切手等出納整理簿の繰越数と切手の現数との照合を、出納員が毎月末、必ず行うこととした。

1 教財第 8 1 0 号  
令和 2 年 2 月 4 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 岩 崎 勇 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	校舎警備のためのセキュリティカードについて、配付一覧表と実際の配付先が一致していなかったこと、加えて、所在不明のカードもあり、適正な管理がなされていなかった。	所在不明のセキュリティカードについては、至急、使用不可とする手続きを行うとともに、過去の警備報告書を点検し、所在不明のカードの使用実績がないことを確認した。 さらに、全職員を対象に配付一覧表をもとに配付済カードの確認作業を実施し、他に紛失や氏名とカード番号の不一致がないことを確認した。 今後は配付一覧表の書式を変更し、新たにカードの受領印、交付・返却日、担当者名欄を設け、交付・返却時に担当者と他の職員同席で確認すること及び定期的にカードの所持検査を行うことで再発防止を図ることとした。 また、主管課からセキュリティカードの適正な管理を徹底するよう全所属に対し通知を行った。